

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ロック・フィールド			コード	2910
提出日	2025/7/7	異動（予定）日	2025/7/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	柚木 和代	社外取締役	○							△							新任	有
2	北嶋 紀子	社外取締役	○													○	新任	有
3	三戸 一弥	社外監査役	○													○		有
4	米田 小百合	社外監査役	○													○	新任	有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	柚木和代氏は、1983年3月に株式会社大丸（現株式会社大丸松坂屋百貨店）に入社し、2008年5月に同社執行役員に就任以降、2022年4月まで同社の要職を歴任しておりました。同社と当社とは直接的な取引関係を有しており、その取引額は直近事業年度における当社の連結売上高の5.8%ですが、同氏は2022年4月に同社の執行役員を退任しており、同氏の独立性に影響を及ぼす恐れがないと判断しております。	柚木和代氏は、Jフロンティアテイリング株式会社の要職や同社グループ企業の代表取締役社長を歴任し、小売業に精通しております。また、複数の企業における社外取締役を歴任しており、企業経営者としての豊富な経験と知見に基づき、経営戦略に対する実践的な視点を当社取締役会に反映させるとともに、人財・組織開発など経営基盤の強化を通じて当社のさらなる発展と企業価値向上を実現するための有益なご意見やご指摘をいただくことが期待されることから、社外取締役として適任と判断しております。また、独立した立場から当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督を十分に担える人物であると判断し、社外取締役候補者といいたしました。同氏と当社の間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
2		北嶋紀子氏は、弁護士としての企業法務等に関する豊富な経験と高度な専門的知見を有しており、また、複数の企業における社外監査役及び監査等委員である社外取締役も務めていることから、ESG基盤におけるガバナンスの強化を通じて、当社のさらなる発展と企業価値向上を実現するための有益なご意見やご指摘をいただくことが期待されることから、社外取締役として適任と判断しております。また、独立した立場から当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督を十分に担える人物であると判断し、社外取締役候補者といいたしました。同氏と当社の間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
3		三戸一弥氏は、過去に企業経営に関与された経験はありませんが、警察署長として警察業務全般と危機管理に精通し、豊富な知識と経験を有しております。その豊富な知見に基づき、企業防衛やコンプライアンスなどに対する視点を活かし、独立した客観的な立場において、取締役及び取締役会の職務の執行の監視状況並びに取締役相互の監督状況を監査し、当社の健全で持続的な成長を確保するための役割を十分に果たしております。同氏と当社の間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
4		米田小百合氏は、公認会計士・税理士として財務・会計・税務に関する高度な専門的知見を有しております。また、複数の企業における監査等委員である社外取締役も務めており、監査役としての独立した客観的な立場から、取締役及び取締役会の職務の執行の監視状況並びに取締役相互の監督状況を監査し、当社の健全で持続的な成長を確保するための役割を十分に担える人物であると判断し、社外監査役候補者といいたしました。同氏と当社の間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
5		

4. 補足説明

当社公式ウェブサイトに掲載している「ロック・フィールド コーポレート・ガバナンス基本方針」のP.11において、「社外役員の独立性判断基準」を開示しています。 https://pdf.irpocket.com/C2910/BSCD/PaE2/YOKV.pdf

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。
※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。